


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則	
件名	東大和市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱について			
		区分	<input type="radio"/> 1審議事項	<input type="radio"/> 2報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に関して、市民、関係者等から意見を聴くに当たり、東大和市まち・ひと・しごと創生会議を設置するため、「東大和市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱」を制定したい。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 所掌事務 会議は、次に掲げる事項について、委員により表明された意見を、市長に報告する。 ア 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 イ その他まち・ひと・しごと創生に関して市長が必要と認める事項</p> <p>② 構成 会議は、市民、産業に関係する者並びに行政機関、教育機関、金融機関及び報道機関に属する者による委員15人以内をもって構成する。</p> <p>③ 庶務 企画財政部企画課において処理する。</p> <p>④ 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(2) 影響及び効果 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に関して、市民、関係者等から意見を聴くことにより、まち・ひと・しごと創生を効果的に推進することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等） 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、別途、パブリックコメントを実施する予定である。				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、制定手続を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。